

無断転載・複写等を禁じます



5分でわかる！ 新リース会計基準のポイント

資料作成：税理士 石川 幸恵

目次

■ 1. 新リース会計基準の概要	2
■ 2. 会計のルールを決めているのは誰？企業会計基準委員会（ASBJ）の役割	3
■ 3. 新基準の対象とスケジュール（いつからどんな企業に関係するのか）	3
■ 4. リースに関する会計処理がこう変わる「使用权資産」「リース負債」	4
■ 5. 中小企業が押さえておきたい実務対応のポイント	6
■ 6. まとめ	7

5分でわかる！ 新リース会計基準のポイント

2027年4月から、新しいリース会計基準がスタートします。対象は上場企業などに限られますが、設備投資の計画等に影響を及ぼす可能性があるため、中小企業にも少なからず影響はあるでしょう。

たとえば、機械製造の分野では、発注元のリースの会計処理が変わることで、発注のタイミングや内容が見直される可能性もあります。会計基準そのものよりも、実際にどのような影響が出るのか——そこに注目すべきかもしれません。

本記事では、新しい基準の背景や実務上のポイントを、中小企業の手帳でわかりやすく整理していきます。

■ 1. 新リース会計基準の概要

新リース会計基準によって何がかわるのか、まずは概要を確認しましょう。

2027年4月から、新しいリース会計基準が適用されます（2025年4月以降に前倒し適用も可能です）。今回の大きな変更点は、これまで費用処理をしてきたオペレーティング・リース（リース物件の所有権はリース会社にあり、借手はリース料を支払うことでその物件を使用する契約）も原則として貸借対照表に計上する「オンバランス処理」の対象となることです。なかでも特徴的なのが不動産の賃借料で、これまでは「地代家賃」として損益計算書に費用計上してきましたが、新リース会計基準では「使用権資産」「リース負債」として貸借対照表の資産および負債に計上することとなります。

この変更により国際的な会計基準との整合性が図られるというメリットがある一方、帳簿上の資産・負債が増えることで「財務内容が悪化したように見える」というデメリットが指摘されています。

■ 2. 会計のルールを決めているのは誰？企業会計基準委員会

(ASBJ) の役割

新リース会計基準を策定したのは「ASBJ（企業会計基準委員会）」という組織です。どのような組織なのか、その役割と背景について見ていきます。

新リース会計基準を策定したのは、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」と略します。）という組織です。このASBJがどのような組織かご存じない方も多いかもしれません。

ASBJとはAccounting Standards Board of Japanの頭文字をとったもので、日本の会計基準を策定する民間の専門機関です。委員には、経理の実務家や大学教授、公認会計士などの専門家が就任しており、任期は通常3年です。運営資金は、上場企業や監査法人などの会員企業からの会費が主で、税金は使われていません。

現在、世界共通の会計ルールとして「IFRS」※が広く使われていますが、ASBJはこれを日本の実情にあった形にしてルールを作っている機関といえるでしょう。

※IFRSとは、国際財務報告基準のことで国際会計基準審議会が策定する会計基準です。

歴史的な背景

かつては金融庁の「企業会計審議会」が会計基準の策定を担っていました。しかし、当時の日本の会計基準は「国際的に通用しない」「透明性が低い」といった国内外の投資者等の不信感が高まっていました。その結果、民間主導による新たな基準設定機関が必要とされ、2001年にASBJが設立されたのです。

■ 3. 新基準の対象とスケジュール（いつからどんな企業に関係するのか）

新リース会計基準の適用開始時期や、適用対象となる企業の範囲、対象となるリース契約について整理します。

新リース会計基準は、2027年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用されます。ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度の期首から前倒しでの適用も可能とされています。

この新基準の対象となるのは、上場会社および未上場会社のうち会計監査が必要な会社です。中小企業には強制適用されませんが、任意で適用することは可能です。

オフバランス処理が認められる例外

新基準ではファイナンスリース、オペレーティング・リースといった契約形態に関わらず、原則すべてのリースがオンバランス処理の対象となりますが、次のような取引については例外的にオフバランス処理が認められています。

- ・リース期間が12か月以内の短期リース。1年更新の再リース契約も該当します。
- ・パソコンのように購入時には消耗品費などで費用処理している少額資産を対象としたリース。例えば毎月1～2台ずつ個別に契約しているようなケースでは、オフバランス処理が認められる可能性があります。
- ・複合機など、1件あたりのリース料総額が300万円以下で、かつ企業の事業内容に照らして重要性が乏しいと判断されるリース

■ 4. リースに関する会計処理がこう変わる「使用権資産」「リース負債」

リースをオンバランスにする場合、どのような勘定科目を使うのでしょうか？

本章では「使用権資産」や「リース負債」といった新しい勘定科目の意味と、処理の流れについて解説します。

新リース会計基準では、オペレーティング・リースを含め、すべてのリース取引をオンバランス処理（貸借対照表に計上）することが求められます。借手は、対象となるリース資産を「使用権資産」として資産に、将来支払うリース料の現在価値を「リース負債」として負債に計上します。

ただし、資産については必ずしも「使用権資産」という勘定科目にする必要はありません。建物や車両運搬具など具体的な科目名で貸借対照表に表示することも可能です。

（1）金額はどう決める？

固定資産を取得した場合は、契約書に書かれた金額が「取得価額」の根拠となります。一方、リース契約の場合は毎月のリース料しかわからないことが多く、「貸借対照表にはどのような金額を計上するのだろうか？」と疑問に思う方もいるかもしれません。リース取引をオンバランス処理する際

には以下のような手順で金額を決めます。

(2) 計算例

- ・月額リース料 100 万円
- ・リース期間 60 カ月

この場合、将来支払うリース料の総額は 100 万円×60 カ月＝6,000 万円になります。

しかし会計処理では「将来のお金」はそのまま使いません。6,000 万円を「現在の価値」に割り引いて使用権資産、リース負債として計上するのが原則です。この時に使う利率は次の2つのどちらかです。

①リース会社の計算利率（契約で明示されていて把握できる場合）

②借手の追加借入利率

実際にはリース会社の計算利率が契約書に書かれていることはほとんどありません。なぜならそれがわかってしまうとリース会社の利益率（マージン）が見えてしまうからです。そのため借手の追加借入利率（＝メインバンクから同条件で借入れする場合の金利が目安となります）を使う方法が一般的でしょう。

仮に借り手の追加借入利率が8%の場合、次のような仕訳となります。

使用権資産	4,931.8 万円	リース負債	4,931.8 万円
-------	------------	-------	------------

なお、企業活動に大きな影響を及ぼさないようなリース契約については実務負担への配慮として割引計算を省略し、リース料総額をそのまま資産・負債に計上する簡便法も認められています。

※数値は ASBJ 新リース会計基準設例より

https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/lease_2023_06.pdf

(3) 使用中の処理（減価償却費と利息の費用計上）

貸借対照表に計上された使用権資産・リース負債は、リース期間などに応じて期間按分していきます。

使用権資産	所有権の移転の有無などリース契約の内容に応じた方法、期間によって減価償却します。
リース負債	支払リース料を利息相当額と元本に分けて計上します。

(4) 経過措置のポイント

新リース会計基準は適用開始時におけるオペレーティング・リースの既契約にも適用されます。つまり「適用開始後の新しい契約からではなく、既存契約も対象になる」という点に注意が必要です。このため、期首時点

でオンバランス処理を行うための準備（契約内容の洗い出しやリース期間の確認など）が求められます。

（５）中小企業への現実的な影響は？

中小企業に対しては今回の新基準は強制適用ではありませんが、取引先となる大企業の設備投資方針に変化が生じる可能性があります。

こうした影響がどのような形で中小企業に波及してくるのか、次章では実務的な観点から整理してみましょう。

■ 5. 中小企業が押さえておきたい実務対応のポイント

新リース会計基準について、中小企業が取引先との関係や実務対応の観点から確認しておきたいポイントを整理します。

取引先の計画変更に備えて、社内で今からできる準備について考えてみましょう。

今回の新リース会計基準は、上場企業などを対象とするものであり、中小企業に対しては強制適用されません。とはいえ、「自分には関係ない」と完全に切り離してしまうのは少しもったいないかもしれません。

大企業の取引先では、リース契約の見直しや、設備投資方針の変更が起きる可能性があります。たとえば、「リースではなく購入に切り替える」「契約期間を短くする」といった変更が、自社への発注に影響を与えることも考えられます。

（１）取引先からの要望の背景に注目

中小企業の中には、リース会社を通じて今回の新基準の適用対象となる大企業に設備を納品しているケースもあるかと思います。こうしたケースでは設備の仕様や見積りについて大企業と直接やり取りをし、支払方法だけをリース会社に委ねている形が一般的です。このような取引ではリースの借手となる大企業は実際の購入価格やリース料、貸手の利率を把握し得るためオンバランス処理に伴う影響を小さくしようとして「価格を調整してほしい」といった相談があるかもしれません。

金利動向や財務指標への影響を意識した要望が出てくる可能性もあり、会計の背景を少し理解しておくだけでも、落ち着いて対応しやすくなります。

（２）株式投資をしている方にも影響あり？

なお、株式投資をしている方にとっても、新しいリース会計基準には注意が必要です。

リース負債が貸借対照表に計上されることで、自己資本比率などの財務

指標が変化する可能性があります。またこれまでリース料として販売管理費に計上されていた賃借料が減価償却費と利息に振り分けられるため、営業利益が一時的に増加するケースもあります。そのため、数値の変化だけで会社の業績を判断せず、その背景にある会計処理の違いにも目を向けることが大切です。

■ 6. まとめ

新しいリース会計基準は中小企業に直接の義務はありませんが、取引先の動向や社会的な変化を通じて、間接的に関わる場面が出てくるかもしれません。少しだけ目線を広げて制度の動きを意識することで、急な変化にも落ち着いて対応できるようになります。

小さな備えが、大きな信頼やチャンスにつながることもあります。その視点を大切にしておくと、実務の中でも役立つ場面がきっとあるはずです。

【著者プロフィール】石川 幸恵（いしかわ ゆきえ）



税理士。石川幸恵税理士事務所所長。金融系 IT 企業でのシステム開発業務を経て、税理士業界へ転職。平成 29 年に税理士登録・独立開業。中小企業の法人税や消費税の相談に専門的に対応し、事業承継や相続の課題解決も支援。著書に『気になるギモンを解消！ 小さな会社の消費税 Q&A』（清文社）。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
